

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会
第3回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 (第3回) 議事概要

令和4年3月24日(木)
10:00~12:30
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) ワーキンググループにおける議論の報告について
(各事業の在り方検討班・横断的課題検討班)
 - (2) 論点整理(素案)について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1: ワーキンググループにおける議論の報告
資料2: 生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)
資料3: 構成員提出資料

【参考資料】

- 参考資料1: 居住支援のあり方について
参考資料2: 貧困の連鎖防止(子どもの学習・生活支援事業等)について
参考資料3: 生活困窮者自立支援制度における横断的な課題について②

○唐木室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況でございますが、藤村構成員より欠席の御連絡をいただいております。

また、駒村構成員、立岡構成員は遅れての御参加となる予定です。

また、奥田構成員が他の会議のため12時過ぎに御退席と伺っております。

また、今回の検討会は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、議事に移りますので、以降の進行につきましては宮本座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○宮本座長 皆様、年度末、御多忙の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日も中身は非常に盛りだくさんなのですが、時間は極めてタイトということで、私もタイムキーピングに徹して進めてまいりたいと思います。

大きく2つのパート、報告、説明のパートと議論のパートになります。

まず、報告、説明のパートとしては、この間2つのワーキンググループに鋭意議論を重ねていただけてきたわけでございますけれども、それぞれのワーキンググループですね。

「各事業の在り方検討班」と「横断的課題検討班」、それぞれの議論について御報告をいただく。その場合、資料2をお使いただきます。

その後、事務局のほうから、この検討会はどのような形で論点を整理していくのか、その素案について御説明をいただくということになっております。

そして、それに続いて社会援護局保護課が事務局になって開催をしてきております生活保護に関する国と地方の実務者協議について、この検討状況を保護課の進士室長のほうから御説明をいただくという段取りになっています。

その後、議論のパートになりますけれども、各構成員の皆さんから最初は順番に御発言をいただく。これも時間がタイトであるということで、議事の進行に何とぞ御協力をいただきたいわけでございますけれども、5分程度で御発言いただいた後、フリートークの時間も何とか確保できる予定ではございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最初に新保構成員のほうから各事業の在り方に関するワーキンググループの議論について御報告をいただければと思います。

新保構成員、よろしくお願いたします。

○新保構成員 皆様、おはようございます。ワーキンググループに関しては、1月24日の

第2回検討会以降、2月21日に「各事業の在り方検討班」、2月28日に「横断的課題検討班」、3月7日に合同ワーキンググループを開催し、構成員の方々の取組事例の発表も含め、大変活発な意見交換が行われました。

私からは、「各事業の在り方検討班」のテーマに関する主な議論を御報告いたします。

まず「自立相談支援機関の在り方」については、前回からの追加意見となりますが、コロナ禍の影響もあり、相談者の抱える課題が複雑化・複合化している実態を踏まえ、支援会議を活用し、早期に関係機関間で情報共有を行い、支援につなげていくことが重要ではないか。そのためにも、支援会議の設置を早急に進めるとともに、好事例を展開する必要があるのではないかと。

また、自立相談支援事業を含め、法に基づく事業の委託先の選定に当たっては、多様な主体が委託を受けて制度を運用することが地域の社会資源に広がりをもたらし、地域を育てていくことにつながるという認識に立ち、事業の質の向上のため、企画提案の内容や支援実績、地域における活動状況等を考慮すべきではないか。そして、事業者や人材の確保・育成の観点から、複数年度の委託を含め、委託の在り方について検討し、こうした内容を盛り込んだガイドラインを策定すべきではないかといった意見がございました。

続いて「一時生活支援事業の在り方」としては、居住支援全般については、居住支援は就労を含めた自立の基盤であり、全ての自治体で実施されることが重要であることから、一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、そして緊急的な一時支援を事業として再編した上で必須化すべきではないかと。

また、小規模自治体においては宿泊施設の確保が困難であることを踏まえ、居住支援全体として広域実施を推進する必要があるのではないかとといった意見がございました。

また、一時生活支援事業については、住居の確保が生活再建の基盤であること、実施自治体と未実施自治体の公平性の問題があることを踏まえると、広域実施の推進や補助率の引上げによる実施率の向上が必要ではないか。地域居住支援事業については、居住支援の強化を図るため、一時生活支援事業を実施していない自治体においても地域居住支援事業の実施を可能とし、長期的・継続的な見守り等の支援を強化するとともに、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも地域居住支援事業において支援することを可能とすべきではないかと。

緊急的な一時支援については、緊急性や属性、課題を問わず、かつ即時利用が可能な施設や仕組みが必要ではないか。その際、既存の社会福祉施設等の入所施設も活用できるのではないかとといった意見がございました。

続いて「住居確保給付金の在り方」については、コロナ禍において生活保護受給者はそれほど増加していなかった一方、住居確保給付金の利用件数は急増したことも踏まえ、家賃補助的な施策としてのその在り方を検討すべきではないかと。

コロナ禍で特例措置を含め、様々な措置を講じてきたが、職業訓練受講給付金との併給等について恒久的な対応として制度化すべきではないかと。

また、様々な事情により就職にブランクが生じている場合があるため、「離職・廃業後2年以内」という要件についても検討すべきではないか。

個人事業主については、個別性・柔軟性の高い支援が求められることから、求職活動要件の見直しが必要ではないか。具体的には、公共職業安定所等の登録について経緯相談を実施している法人・団体等における面談で代替可能とすることも検討すべきではないかといった意見がございました。

最後に「貧困の連鎖防止、子どもの学習・生活支援事業等の在り方」についてです。

コロナの影響で財政が厳しく、子どもの学習・生活支援事業をやりたくても実施できない自治体がある中で、補助率の引上げなど、実施に向けた支援が必要ではないか。

子どもの学習・生活支援事業においては、学習支援だけでなく生活支援を併せて実施することが重要であり、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要があるのではないか。

子供の貧困対策に関する大綱に基づき、都道府県や市町村において策定される子どもの貧困対策計画において、子どもの学習・生活支援事業の位置づけを明確化すべきではないかといった意見がございました。以上となります。

○宮本座長 ありがとうございます。

先ほど私は、使用する資料2というふうに申し上げましたけれども、ワーキンググループにおける議論の報告②で、資料1ということになります。

それでは、続きまして五石構成員のほうから横断的課題に対する議論について御報告をお願いいたします。

○五石構成員 おはようございます。

私からは、「横断的課題検討班」のテーマに関する主な議論を報告いたします。

まず、「新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進を踏まえた困窮制度見直しの方向性」について、追加意見となりますが、本来、社会福祉政策である生活福祉資金の特例貸付けについては、コロナ禍においては減収世帯への所得補償、すなわち経済対策として実施された側面が強いことを踏まえ、その目的について再度検討する必要があるのではないかといった意見がございました。

「支援者支援や人材育成の在り方」につきましても、人材養成研修について国が実施する前期研修と都道府県が実施する後期研修の役割を明確化し、都道府県に対して周知すべきではないか。その上で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も国において研修を実施すべきではないか。

現行の研修体系においては、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員・従事者のうち、主に初任者を対象とした研修が実施されているが、支援の質の向上のため、現任者を対象とした階層別の研修や、ほかの任意事業の従事者に対する研修も実施すべきではないか。

自治体コンサルティングについて、任意事業の取組状況に差がある中で、その地域の実

情や取組状況に合わせたアレンジや地域開拓の方法を伝えていくという発想があってもよいのではないか。また、現在は単発のコンサルティングが中心となっているが、その後のフォローの部分まで含めて、複数回にわたる仕組みを設けるなど拡充すべきではないかといった意見がございます。

次が、「都道府県の役割と町村部の支援の在り方」として、都道府県の役割については、都道府県によるスーパーバイズの在り方について市町村の支援機関の問題解決プロセスに伴走するだけでなく、各自治体の庁内体制の構築や予算の確保、地域の社会資源の開拓・構築といった行政特有の課題を支援する機能も重要ではないかといった意見がございました。

また、中間支援については、支援者自身が孤立しない関係性づくりは非常時の支援体制の確保を考える上でも重要であり、行政と支援現場の間に入り、長期的・広域的に地域に合わせた支援体制の構築を支援する中間支援の機能が必要ではないか。こうした中間支援の機能については、域内の自治体が全て参加するネットワークが担うべきではないか。

町村部の支援については、小規模自治体においては事業の担い手の確保が課題であることから、従事者を広域に配置するなど、広域的な事業実施体制を確保するとともに、広域的なスーパーバイズの体制も整備する必要があるのではないか。都道府県と町村の連携を強化する必要があるのではないかといった意見がございました。

そのほかの横断的な課題として、身寄り問題については、家族を頼れない若者や身寄りのない高齢者への支援に当たっては、家族に代わる公的な後ろ盾を用意する必要（家族機能の社会化）があるのではないか。

ただし、家族は支援の阻害要因になっている場合もあるので、暖かな家族のイメージを社会化するのではなく、家族が持つ「機能」を社会化することが重要ではないか。その際、家族機能の社会化における法の役割についても併せて検討する必要があるのではないか。

特に、居住支援においては、身寄りのない人の住居の確保や孤独死の問題に対して、債務保証等の支援を行う居住支援法人の設置を促進するとともに、居住支援以外の分野も含め、他省庁の施策も含めた法的整備の在り方や公的支援の在り方をすべきではないかといった意見がございました。

最後になりますが、帳票・システム・評価指標については、ソーシャルワークにおいても支援員等の負担軽減や業務の合理化につながるよう留意しつつ、帳票類のDX（デジタルトランスフォーメーション）やICT化を進める必要があるのではないか。その際、帳票類が縦割りとならないよう、ほかの福祉分野との連携を含め、国が理念や将来像を示す必要があるのではないか。

法に基づく支援が存在しなかった場合に要する社会的費用を算定し、法に基づく支援の効果を明らかにすべきではないかといった意見がございました。

以上となります。

○宮本座長 ありがとうございます。

事業の在り方についても、横断的課題についても、極めて重要な問題提起が目白押しであるように思います。

続きまして、事務局のほうから論理整理の素案について、資料2に基づいて御報告をお願いいたします。

○本多専門官 それでは、引き続き事務局より御説明をさせていただきます。

資料2でございますが、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）」としております。こちらの資料につきましては、3月7日のワーキンググループに提出させていただいたものから、7日のワーキングでいただいた御意見を反映したバージョンで出させていただきますいております。

大きく分けて、総論部分が1番で、個別論点に関するものとして（1）から（9）までということをつけております。

それでは、まず総論的な記載についてですが、2ページの3つ目の○としまして、法の理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という目標ですとか、「包括的」「個別的」「早期的」といった新しい支援の形というものを掲げてきており、こうした理念の下、現場においては様々な実践が積み重ねられてきており、新規相談者数、継続的に支援した人数というのは年々増加し、着実に効果が現れているという評価を記載しております。

2ページ以降、新型コロナの影響という記載をしておりますけれども、3ページの1つ目の○としまして、コロナ禍において窓口における新規相談件数ですとか特例貸付け、住居確保給付金の申請が急増し、とりわけ個人事業主、フリーランス、外国人といった、これまで困窮窓口にあまりつながってこなかった相談者層からの相談というものが急増しております。

こうした状況に対して、支援現場においてはそうした相談・申請等に連日対応し、試行錯誤を重ねながら取り組まれているという状況になっております。

こうした中で、コロナ禍において困窮法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。法が不可欠なものであるということが改めて明らかになったと言えるのではないかとすることを記載しております。

次の○ですけれども、一方でコロナ禍においてそうした相談、経済的支援の申請への対応といったことをされている中で、従来の本人に寄り添った支援の実践というものが難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとといった御指摘がこの検討会の中でも聞かれています。

こうしたことに加えて、コロナ禍における困窮法、生活保護法との関係性についても検証を行うべきではないかとといった御意見もいただいております。

次に（地域共生社会や関係施策との関係について）の1つ目でございますけれども、地域共生社会については先ほど申し上げたような法の目標、新たな支援の形といったものについて他の福祉分野、政策領域にも広げ、共通理念化したものと言えるのではないかと。

和3年度からスタートした重層的支援体制整備事業については、そうした理念を実現するための一つの仕組みであるということを記載しております。

また、困窮法施行以降も就職氷河期、孤独・孤立といったような様々な関連施策が取りまとめられており、困窮者支援としてはそうした施策との連携体制の構築に向けた努力というものを継続していく必要があるのではないかと記載しております。

5ページですけれども、こちらについては初回の10月25日の論点整理検討会に出させていただいた議論の視点というものを改めて記載をさせていただいておまして、8ページ以降の各論部分については基本的にはこうした議論の視点ごとに論点を整理しているものになっております。

では、「個別論点」に移らせていただきます。

8ページ以降の「個別論点」の構成として、まず【現状の評価と課題】というふうにいたしまして、これまで検討会、ワーキンググループのほうに事務局から提出させていただいたデータ等も交えながら、それぞれの項目における現状の評価、課題について、改めて整理を試みているものになっております。

その後に【論点】と記載をしている部分がございます、こちらについてはこれまでの検討会、ワーキンググループの中で各構成員の皆様からいただいた主な御意見というものをまとめているという構成になっております。

まず「生活困窮者自立支援のあり方」の【現状の評価と課題】については、先ほどの総論部分の記載とある程度重複をいたしますので割愛させていただいて、10ページに飛ばさせていただきます。

10ページの【論点】としてコロナ禍の対応というところですが、まず2つ目で、コロナ禍における支援現場の状況等を踏まえ、相談支援という法の理念というものを堅持した上で、より大きな枠組みでの給付の在り方を検討すべきではないか。また、その下ですけれども、コロナ禍で特例的な対応を行った住居確保給付金、特例貸付けについて、こういったものの分析・評価を行った上で、今後の緊急時の政策の在り方というものを考える必要があるのではないかと記載しております。

11ページの下から2つ目ですけれども、地域共生社会の推進や孤独・孤立対策等、法施行以降の新たな施策と法との関係性の整理・連携が必要ではないかといったことを記載しております。

次に、13ページからは「自立相談支援のあり方」ということになっておりますけれども、こちらでも【現状の評価と課題】については先ほどの総論部分の記載とある程度重複をしておりますので、18ページの【論点】のほうに進ませさせていただきます。

【論点】といたしまして、まず1つ目のところで個人事業主、フリーランス、外国人といった新たな相談者層が顕在化しており、こうした相談者層に対応するために自立相談支援機関の機能を強化すべきではないか。特に個人事業主、フリーランスへの支援については商工部門の経営相談との連携といった他の公的機関等と連携をしながらしていったほう

が効果的な支援ができるのではないかということを記載しております。

18ページが一番下ですけれども、フードバンクや社会福祉法人の「地域における公益的な取組」において行われている現物給付等の取組との連携といったものは引き続き強化をしていくべきではないかということを記載しております。

次に19ページですけれども、体制の部分になっておりますが、自立相談支援事業を含め、委託先の選定に当たっては、事業の質の向上のため、企画提案の内容や支援実績、地域における活動状況等を考慮すべきではないか。

それで、次の○になりますけれども、地域特性を考慮した適切な人員配置の基準の設定を含めた人員体制の在り方を検討すべきではないかといったことを記載しております。

次に、3番目として「就労支援のあり方」に関するものになっております。

まず【現状の評価と課題】としまして、21ページの上から3つ目の○になりますけれども、（就労準備支援事業の利用状況・効果）として、就労準備支援事業については約6割の自治体が実施をしており、利用件数についても増加傾向となっております。また、効果についても自立意欲の向上や社会参加機会への増加といったところに顕著に表れてきております。

次に認定就労訓練事業ですけれども、認定就労訓練事業所の事業所数としては着実に増加をしており、ステップアップも一定見られているのですが、全体として利用件数が低調となっている。そういった中で、効果が十分に発揮されていないのではないかという指摘がある状況になっています。

次に23ページの下のところですが、（ハローワーク等との連携）といったところで、ハローワークとの連携は生保等自立促進事業、求職者支援制度等を中心として着実に進んできておりますが、先ほどの支援者層の変化といったところにも対応していく中には、こうした施策とのさらなる連携ですとか、ハローワーク以外の部門等との連携というものも積極的に進めていくことが重要ということを記載しております。

次に【論点】になりますけれども、25ページの上から4つ目の（就労準備支援事業）のところですが、就労準備支援事業についてはすぐに一般就労を目指すことが難しい人の可能性を広げる支援として不可欠ということで必須化すべきではないか。必須化を仮にするということに当たっては、財源、研修の在り方ですとか、あとは小規模自治体における実施というところにも配慮すべきではないかといったことを記載しております。

次に（認定就労訓練事業）については、企業に対するノウハウの提供ですとか業務分解など、直接的な支援ということも含めた利用者、企業に対するさらなるインセンティブというものが必要ではないか。

また、このページが一番下ですけれども、（ハローワーク等との更なる連携の強化）として、求職者支援訓練についてはコロナ禍での柔軟な運用というものを継続するとともに、訓練を設定している場である地域訓練協議会については都道府県的生活困窮者自立支援制度主管部局が参加するなどの連携強化を図っていくべきではないかということを記載して

おります。

また、27ページの2つ目の○ですけれども、特定求職者雇用開発助成金については利用しやすいような工夫というものが必要ではないかということを書いております。

28ページ以降、「家計改善支援のあり方」となっております。

まず【現状の評価と課題】の2つ目の○ですけれども、家計改善支援事業について約6割の自治体が実施に至っております。令和2年度は特にコロナの影響ということもあって、利用件数が大幅に増加をしております。

29ページの2つ目の○になりますけれども、特にコロナ禍においては特例貸付けの利用というものが300万件を超える状況になっており、家計改善への重要性の認識というのはさらに高まっている状況になっています。

30ページが【論点】になりますけれども、1つ目、家計改善支援事業についてもこうした状況というのを踏まえて必須化すべきではないか。そうした場合においても、やはり予算、研修の在り方、小規模自治体における実施というところへの配慮というのが必要ではないかといったことを記載しております。

31ページの2つ目の○になりますけれども、家計改善支援事業と生活福祉資金貸付けとの連携ということで、例えば生活福祉資金貸付けの際に家計改善支援事業の利用というのを条件化するのですとか、あとは特例貸付けの返済、償還免除等にも家計改善支援事業が関わり、フォローアップ支援等につなげていくという仕組みが必要ではないかということを書いております。

32ページ以降、「居住支援のあり方」ということになっております。

まず【現状の評価と課題】として、33ページの一番下の○になりますけれども、一時生活支援事業の実施自治体数は増加傾向にあるものの、他の任意事業と比べて低い水準となっているということを書いております。

また、35ページになりますけれども、一時生活支援事業の利用終了後の地域での日常生活を営む上でのソフト的な支援というのを引き続き必要とする方が少なくないという状況を踏まえ、平成30年の改正において地域居住支援事業というものを新たに位置づけているところがございますけれども、こちらについては一時生活支援事業の実施が前提とされているということもあり、実施自治体数が極めて少ない状況ということになっております。

次に住居確保給付金の関係ですが、2つ目の○のところ、特にコロナ禍においては支給対象者の追加、支給要件の緩和、職業訓練受講給付金との併給等の特例措置というものを講じてきており、その結果として利用件数が急増しているという状況を記載しております。

次に【論点】でございますけれども、まず（居住支援全般）のお話として、全世代において「住まいの不安定」の問題というものが出てきている中、住宅分野の政策との連携を含め、関係省庁も巻き込んだ居住支援の議論というものが必要ではないかということを書いております。

次に、37ページの（一時生活支援事業）の関係ですけれども、実施率等を踏まえ、広域実施の推進ですとか補助率の引上げによる実施率の向上が必要ではないか。地域居住支援事業については、一時生活支援事業を実施していない自治体においても実施を可能とし、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも地域居住支援事業において支援することを可能とすべきではないか。

また、（緊急的な一時支援）として、属性や課題を問わず、福祉における緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないかといったことを記載しております。

また、（住居確保給付金）については38ページの2つ目の○になりますが、コロナ禍で特例措置を含め、様々な措置を講じてきたところですが、恒久措置として制度化すべきではないか。また、個人事業主については個別性・柔軟性の高い支援が求められることから、現行の求職活動要件について見直しが必要ではないかといったことを記載しております。

39ページ以降、「貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方」ということになっております。

まず【現状の評価と課題】として2つ目の○になりますけれども、子どもの学習・生活支援事業の実施自治体数については64%の自治体での実施ということになっております。

一番下の○ですけれども、支援内容として平成30年改正法において追加された「生活支援」を行っている自治体については全体の約7割、「教育及び就労」について行っている自治体については約5割となっております。学習支援の実施の割合に比べて低調となっているという状況を記載しております。

41ページになりますけれども、【論点】のまず1つ目として、子どもの学習・生活支援事業を地域の共有財（ローカル・コモンズ）として地域において育て、管理していくことが重要ではないか。

また、42ページの3つ目の○になりますけれども、子どもの学習・生活支援事業においては学習支援だけでなく生活支援を併せて実施することが重要であり、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要があるのではないかと。

子どもの学習・生活支援事業の委託先の選定に当たっては、コミュニティ施策の観点から地域における活動状況等の地域要件も考慮する必要があるのではないかと。

また、福祉と教育が地域の中で連携していくことが重要ではないかといった点を記載しております。

次に44ページ以降ですけれども、「生活保護制度との連携のあり方」というテーマになっております。

まず【現状の評価と課題】の4つ目の○になりますけれども、困窮法、生活保護法に基づく支援のうち、自立に向けた生活全般の支援については困窮法、生活保護法、それぞれのおおむね同様の支援というものが用意をされており、特に就労準備支援及び家計改善支援については、既に一体的な実施というものが進んでいる自治体もあるという状況を記載しております。

一方で、45ページの3つ目の○になりますけれども、両制度間のさらなる連携の強化に向けては相互の制度理解の深化、顔の見える関係性の構築など、より深い関係性の構築というものが求められているということを記載しております。

次に46ページから【論点】ということになっておりますけれども、1つ目として就労準備支援事業、家計改善支援事業等について、両制度間の切れ目のない支援を実現し、より一層の連携方策というものを検討すべきではないかということを記載しております。

47ページの一番上となりますけれども、他方で両制度間での切れ目のない一体的な支援を行うためには相互理解を深め、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠であるということを記載しております。

また、（生活保護制度のあり方）についても検証・議論を行うべきではないかといったような御意見も出されておりました。

（8）番、（9）番については、時間の関係で【現状の評価と課題】を飛ばして、主だった【論点】の部分だけ御説明させていただければと思います。

50ページになりますけれども、（地域づくり・居場所づくり）に関する論点として、制度や支援者の目線で支えるだけではなく、地域住民が相互に気にかけるという関係の重要性ですとか、3つ目の○になりますが、地域住民一人一人がそれぞれの力を生かして活躍すること、地域におけるつながりを発見していくことが重要なのではないかということを記載しております。

また、（関係機関・関係分野との連携）の論点として、困窮法においてキャッチした個人・世帯や地域社会の課題について、困窮法に基づく支援だけではなく、他分野や他制度、関係機関等が連携をして解決していくことが重要ではないかということを記載しております。

次に51ページになりますが、先ほどワーキンググループの御説明の中でもありました（身寄り問題）について、家族を頼れない若者、身寄りのない高齢者への支援に当たっては、家族が持つ「機能」を社会化していくことが重要ではないかということを記載しております。

53ページは「支援を行う枠組み」ということで記載をしておりますけれども、こちらについて57ページの【論点】のところに飛びまして上から2つ目の○になりますが、人材養成研修については主に初任者を対象とした研修ということで実施をされておりますけれども、支援の質の向上のために現任者を対象とした階層別の研修ですとか、今、研修を行っていない任意事業の従事者に対する研修というのも実施すべきではないかということを書いております。

次に3つ目の○になりますけれども、専門性の確保、支援員等のバーンアウトの防止の観点から、専門性の高い組織との連携やスーパーバイザーの配置というものが不可欠ではないかといったことを記載しております。

今、申し上げた点以外にも、これまでいただいた御意見というものをある程度網羅的に

記載をしているものになっておりますけれども、また御意見等をいただければと思います。

事務局からの説明としては、以上になります。

○宮本座長 御説明ありがとうございました。

これまでの多岐にわたる議論を丁寧に反映させていただいている印象がありますが、いかがでしょうか。これは、後ほど皆様から議論をいただければと思います。

続きまして、進士室長のほうから生活保護に関する国と地方の実務者協議の検討状況についてお話をいただければと思います。室長、よろしく願いをいたします。

○進士室長 保護事業室長の進士と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから口頭で恐縮なのですが、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議における検討状況について、簡単に御報告をさせていただきます。

生活保護制度の見直しにつきましては、昨年11月より今、申し上げました実務者協議というものを開催し、議論を行っているところでございます。これまで5回開催しております、全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、全国町村会から推薦いただいた生活保護制度を担当する課長級等の職員の方々と自立支援、就労支援、それから家計改善支援、子供の貧困対策、健康管理支援事業、医療扶助、それから居住支援、事務負担の軽減、生活保護費の適正支給の確保策等について議論を行ってきているところでございます。

3月末の第6回で議論の整理案という形で取りまとめをいたしまして、4月中には公表をする予定で考えておりますけれども、具体的な内容につきましては今後開催予定であります社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において報告をさせていただくということを考えております。

それでは、具体的に議論の状況ということで簡単に紹介させていただきたいと思います。幾つかありますけれども、まず1つは自立支援や事務負担の軽減についてということです。自治体からは、関係機関から被保護者への支援がケースワーカーの役割というふうに認識をされてしまって連携がうまくいかないという課題が挙げられております。ケースワーカーと自立支援を行う関係事業の実施者ですとか、あるいは関係機関と連携して支援に取り組むための仕掛けづくりが必要なのではないかという議論がありました。

それから2つ目ですけれども、今回の論点整理案にもありますように、生活保護におきましては指導指示を行えるという規定がある一方で、自立の助長という観点から被保護者の支援を行っているところです。特に、平成17年の自立支援プログラムの策定以降、本人の状況に合わせた支援を行ってきております。

それで、今回の一つの論点でもあります生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携した支援というところの観点につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業、あるいは家計改善事業といったものの中で被保護者の支援を行うこともできるようにすることも考えられるといった議論もございました。

次に子供の貧困対策についてですけれども、学習機会の提供等につきましては困窮法に基づく子どもの学習・生活支援事業などの各種支援がなされている一方で、生活保護世帯

につきましては親への教育への意識が高くないといったケースがあるとか、あるいは子どもに直接アプローチする機会がないといったような課題がございまして、有効なアプローチがしづらいというような議論がございました。

それから、居住支援についてですけれども、まず保護施設におきましては入所者の地域移行を進める観点からの取組を強化することですとか、あるいはちょっと施行間もないですが、日常生活支援住居施設につきましてはまずは支援の質の向上を図っていくことが必要といった議論がございました。

また、居場所づくりも含めて地域で暮らしていくに当たって現行、予算事業ですけれども、居住不安定者等居宅生活支援事業というものがございまして、これのさらなる推進ですとか、あるいは困窮法に基づく地域居住支援事業ですね。これとの連携の観点から進めていくことが重要といった議論がありました。

以上、簡単ではございますが、検討の状況について御報告させていただきます。

○宮本座長 ありがとうございます。御紹介いただいた論点はいずれも本検討会で俎上に上がっている論点と密接に関わっているわけございまして、国と地方の協議とも深く連携しながら議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、これから構成員の皆様にご議論いただければと思います。冒頭申し上げたように、時間は極めてタイトでありますので、申し訳ありませんが、1人5分程度ということで事務局の説明、あるいはワーキンググループからの報告について御議論いただければと思います。

4分程度で1回、それから5分になったときに2回、ベルが鳴るというしきたりが導入されてございまして、御協力をお願いできればと思います。タイマーも表示されているということになります。

それでは、これも形式的になりますけれども、五十音順でお一人ずつ5分の御発言をいただいて、事務局にはその後まとめてお答えをいただく。それを受けて、さらにフリートークという形で進めていければとは思っております。

それでは、朝比奈構成員から御発言をお願いできますでしょうか。

○朝比奈構成員 ありがとうございます。十分に準備ができていないのですが、時間内に終わらせます。

まず1点目です。私自身は千葉県単独の中核地域生活支援センターという包括的な相談支援事業で、平成16年から相談活動をしてきたという立場にありますので、その前提でということになりますけれども、就労や、それから家計等のそれぞれの専門性とか効果的な機能の発揮ということは、必要な連携体制の構築ということは極めて重要だと思う一方で、例えば中核センター時代には別に生活の立て直しや、その方の長期的な生活の安定に必要なであれば財務整理とか、それから就労支援とか、そういうことは標準的にやっていたんです。あとは病院への同行とかですね。

ですから、何が言いたいかというと、それぞれの特徴とか、その固有性をきちんと整理

する一方で、全体としての統合というのでしょうか。それを自立の機能の中で、自立相談の人材というよりも、自立相談が持っている機能の中でいかに全体として包括的に提供していくかということは極めて重要だと思っています。

それで、例えば家計の中に夜とか休日の支援も必要ではないかとか、そういった記述なども見られるのですけれども、これは別に家計だから必要ということではないだろうと思うのです。

これは一つの例示ですけれども、全体のそれぞれの事業が持っている役割や機能と、全体としての枠組みとか自立相談の調整機能ということをもうちょっと構造を示していく必要があるのではないかと考えています。その辺りは、ぜひ学識の方々にお知恵を借りたいと思っていますところなんです。

一方で、やはり一時生活支援だけではどうしても直接的な場所とかということも、あとは宿泊を伴うということも含めて、これはかなり特別なのかなと思っていますし、その辺りは私たち自身がもうちょっと整理をして理解をしていかなければならないのではないかと考えているところです。これは法改正に直接つながるかどうかは分からないのですけれども、ただ、自治体がそれぞれの生活困窮に定められた全体と、各事業の特性とか役割を理解して整備をしていくためには、もう一度改めてその整理のし直しというところも必要になっているのではないかというのが1点です。

それから、厚労省が全体の統計システムから吸い上げて様々なデータを提供してくださっているのですけれども、一方で、各地の取組を自分たちなりに理解をし、分析をするということも必要だと思っています、その点で現行のシステムが自治体ごとの動きを分析するのにちょっと使いづらいというふうに非常に思っています。

たとえば言えば、それだけではないのですが、やはりアウトリーチの機能を持っているということを説明するのに訪問とか同行支援をどれくらいやっているか。それがコロナのときにどれだけ控えられてしまったかということは、非常にリアルに説明をする材料になるのですが、それなど現行は集計をしているというのが実態ですので、自分たちの動きを確認し、理解をし、説明する上でも自治体ごとの数字は出しておく必要があるのではないかと考えています。

最後になりますけれども、43ページにヤングケアラーのことが触れられていて、貧困の連鎖の防止のためにというように書かれているのですが、私はヤングケアラーというのははざまの問題と複合的な課題を抱える家族の問題の象徴的な事象だというふうに捉えています。そういう意味では、これは子どもの問題ではないと思っていますので、その辺りも含めてやはり生活困窮者の制度が持つ役割というものをしっかりと詰めていきたいと思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、続きまして綾構成員お願いをいたします。

○綾構成員 よろしくお願ひします。画面共有させていただきます。

我々の今日申し上げることというのも前回申し上げたことの補強になるのですけれども、2点に絞って意見を言わせていただこうと思います。

やはり気になりますのはコロナの特例貸付でございますけれども、このコロナの特例貸付けによって借りられた方が前後でどういうふうに変ったのかであるとか、どういうふうな効果があったのかというのは皆さん方おっしゃっていることなのですけれども、やはり真剣に効果検証というのをしないといけないのではないかと考えております。

これは大阪府の取組の御紹介ですけれども、4ページ、5ページですが、償還事務の際に我々としましては府社協と協力をしましてこのようなアンケートをつけさせていただくことにしております。これは特例貸付けを受けられた全ての方に送る封筒の中にアンケートを入れておまして、今の状況であるとか、借る前と借った後でどういうふうに変ったのかについてお伺いをする。

それと同時に次のページでございますけれども、やはりしっかり相談をしたいとおっしゃる方々については、その希望を自立相談支援機関にきちんとつなげるというふうな調査票を償還事務の手続の中に組み込んでしっかりと、いまだに困っていらっしゃる方々を自立相談支援機関であったり、府社協の相談窓口のほうにつなげていくということを考えているところでございます。これはデータ化しまして、できればちゃんと分析できるような形で蓄えたいと思っているところです。

2ページに戻りまして、《大阪府の意見》の2つ目の○のところでございますけれども、これもずっと申し上げていることですが、自立相談支援機関が丁寧な伴走支援ができるような改正点が必要なので、ここのところについてはしっかりと大阪府として体制整備に向けた、具体的には国の財政的な支援ということなのだと思いますけれども、そこをちゃんと強化していただきたいということです。

それから、3つ目の○のところでございますけれども、これもこれまでも申し上げてきましたが、自立相談支援機関の機能強化の観点から貸付制度と家計改善支援事業であるとか自立相談支援機関が行っている事業との連携強化を図ることが必要なのではないかと考えております。

続きまして、2つ目の意見でございますけれども、一時生活支援事業についてでございます。大阪府は、大阪市以外の自治体は全て府と各市町村の間で連携をしまして広域実施をしているということでございます。これは公平性とかという問題もあるかと思うのですけれども、実際に取りまとめている大阪府としましては、絶対にやらないといけないと捉えて対応しております。

この広域実施というのは、我々の立場からすれば国としても今以上に強力に、これは都道府県の役割ですよ、市町村も協力しなさいというふうに言っていただきたいと思っております。

独自の取組をやっております、8ページ目に細かい図をつけさせていただいているの

ですが、時間の関係がありますので省略をいたします。簡単に大阪府の特徴的な取組を申し上げますと、この一時生活支援事業で借り上げている宿泊所というのは38の旅館、ビジネスホテルを借り上げていまして、あと救護施設7、それからNPO等がシェルターで運営しているところが5、ビジネスホテルが多いということになっております。この借上げというのは、別に一時生活支援事業だけではなくて、コロナ対策など他の事業を行う際にも非常に活用しやすいということで、様々な事業に使っているということです。

長くなりましたが、以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、池田構成員よろしくお願ひいたします。

○池田構成員 池田です。ペーパーも出していますが、口頭でお話をさせていただきます。

まず1点目、全体に及ぶ話なのですが、地域住民あるいは民生児童委員を含む地域自治組織等による取組の多くは、法の理念の生活困窮者の自立と尊厳の確保、あるいは生活困窮者自立支援を通じた地域づくりという2つの目標の実現に資するようなことが多いのではないかと考えています。

その実践内容は法制度に縛られることはなく、地域住民同士の分断を生まないようにおらかに、しかし隣人としてのきめ細かな配慮の中で、つながりや居場所づくりなど、様々な地域づくりが行われているなというふうに思うのですが、住民活動の多くは課題を直球で解決するといった形ではなくて、みんなが楽しく参加できて、お祭りなど自然な形でつながりを育て孤立を生まない、個別の課題にも気づける、気かけ合うような地域づくりがされているところが多いのではないかと考えています。

できていないところもあるかもしれませんが、丁寧に見ていくとそんな取組が多く見られます。日常の暮らしの中で気になる人や気にかかる人を気にかけているけれども、気になる人や気にかかる人に気づいているけれども、専門機関や専門職にうまくつなぐことができないままにうまく支えられなかったという経験が結構多いのではないかと考えています。

あるいは、制度等の個別支援につながると、かえって地域との関係が希薄になって孤立化してしまうということにも気づいている地域が結構あるなと考えています。その意味で、地域住民や地域自治組織等の専門機関、専門職が協働するというようなことをもう少ししっかり書き込む必要が、強調する必要があるのではないかと考えています。

37ページの「居住支援のあり方」の中の（緊急的な一時支援）なのですが、24時間365日、属性や課題を問わず、福祉における緊急対応が可能な施設や支援ということが書かれておりますが、私もこの事業に12年くらい取り組んでいるんですけども、もともと医療における緊急対応のようなことが福祉の分野ではなかなか難しいということや、あるいは制度や分野の枠を超えることへの抵抗もすごく強いので、やはりこれに取り組むに当たっては行政担当者も含めた事業者向けの研修や実習なども必要になるのではないかと考えています。

51ページの「自立支援に関連する諸課題」のところ、先ほど朝比奈委員からもありま

したヤングケアラーのことですけれども、ヤングケアラーの30年後、40年後は今度は例えばきょうだいと親の介護の問題になってくるということで、実はヤングケアラーの問題はそこで終わるのではなくて、長いスパンで捉えていかないとならないことではないかと思うので、その意味で一つのテーマだけで解決するのではなくて、人生全体の中で考えていくようなことを意識する必要があるのではないかと思います。

同じ51ページの家族が持つ機能の社会化ということですが、なかなか地域の中で平日の日中、動ける人がもういなくなりました。専業主婦とか、専業農家とか、商店とか、そういうものがなくなってきた中で、地域で活動する方がいないというような状況になってきたという中では、公民館とか住民自治組織が住民を雇用してそういうことに対応するようなことも出てきたかなと思うと、住民の側が主体になって自分たちの地域を支えていくような人材の配置、有給職員の配置、そんなことも必要になってきていると思います。

最後ですが、「支援を行う枠組み」のところ（人材育成のあり方）というところですが、特に地域づくりの研修というのが専門職を中心としたものだけではなくて、地域住民と一緒に研修をしていくことが、お互いの気づきとかお互いの協働関係をつくっていくことになるのではないかと思いますので、この辺も少し書き込めたらいいかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、大津構成員お願いをいたします。

○大津構成員 読売新聞の大津でございます。よろしく申し上げます。

今回の論点整理案についてですけれども生活保護に至る前の第2のセーフティーネットとしてできた制度がコロナ禍で試されたという問題意識を持っております。このため、コロナ禍における制度の意義と課題を丁寧に分析することが非常に大切だと思っております、その上で2点申し上げたいと思います。

1点目は文案について、2点目が今後さらに論議を深めていくべき点です。いずれも3ページのところです。

論点整理の3ページ目の2つ目の○のところ、「多くの自治体が機能しているとアンケートに回答するなど、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしていたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが明らかになった。」とあります。これは、以前配付していただいたように、自治体への調査で76%が機能していると回答した調査を踏まえたものなのでしょうけれども、この調査はどの点が具体的に機能しているのかといったところまでは踏み込んで聞いていないというふうに伺っております。

どの点が機能していたかということについて具体的な内容がないまま、法律が必要不可欠なものであることが明らかになったとまで記すことは、やや踏み込み過ぎではないかという印象を持っております。

同時に、今回コロナ禍で制度の課題が浮き彫りになったことも併せて考えますと、一定の役割を果たしたといったような表現が適当なのではないかという気もいたします。少なくとも今回、困窮者自立支援法によって各自治体での相談窓口が増えて、暮らしの困りごとに対する相談を受けやすくなり、生活費や住まいに関する貸付けなどの支援が行いやすくなった。その結果として生活保護の伸びを抑えたり、困窮を防いだりすることにつながったという面は多分あるのだろうと思いますので、例えばこうした点に触れた上で一定の役割があったということを書いてもいいのかなということが一案と思いました。

それから、同じく論点整理案の3ページ目の3つ目の○のところ、顕在化した課題について触れたところがあります。「支援現場における給付・貸付事務が膨大となった。この結果、従来の本人に寄り添う支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいる」とあります。非常に重要な指摘だと思います。以前配付して頂いた資料を見ますと、6割弱の自治体が継続的な支援につながっていないケースがあると回答しているという資料をいただいています。

それから、就労支援対象者だった人のうち、実際に就労した人や収入が増えた人を合わせた人が占める割合というのも、令和2年度の速報値で27%、それまで7割とか6割だったことを考えますと、残念ながら、自立につなげるといった点については課題が浮き彫りになったと言わざるを得ないということがあると思います。

支援の現場が給付要件に適合しているかどうかの確認に終始してしまい、寄り添い支援というものにまで手が回らなくなったというのであれば、その法の理念からして見過ごすことはできない。お金の貸付けだけであれば、金融機関が担う業務であるということも考えると、経済支援策と相談支援を切り離して考えることはできないものなのかといった問題意識というものを持っています。

直ちにそのことが難しいことであったとしても、例えば今回のような有事の際の相談体制をどう整えていくかといったことについて、財源の裏づけも含めて議論していく必要がある。例えば、医療とか介護の現場などでは、感染が広がっていない地域から職員を派遣するといった体制づくりも進んでおりまして、そういった点についても議論の余地があるのではないかと思います。

あわせて、有事に限らず、コロナ禍で自治体の調査を含めまして明らかになった支援体制の課題というものも改めて整備していく必要があるだろうと考えております。これも配付資料にありましたけれども、令和3年度の調査で相談支援機関が実施主体ができていないものとして就労体験などによる就労支援の強化、商工部門と連携した就労支援が上位でした。多言語対応のための機器購入、通訳配置といった点を挙げる自治体もありました。

こうした課題について、一つ一つ先進事例を踏まえながら、平時から取組を後押しするような施策を講じる必要もあると考えております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 では、私から意見を5つくらいポイントでお話しします。

まず最初に今、大津さんがおっしゃったところとかぶるのですが、3ページ目で給付や貸付けが膨大となって支援が難しくなったという表現自体の話もあるのですが、私はやはり給付や貸付けが膨大となったという量の問題に立ったのか、そもそも貸付けや給付を想定していなかったのではなかったのか。

私は結論から言うと、給付や貸付けと困窮の制度はきちんと分離すべきだと考えています。それは別の制度なり、別の枠組みで考えるべきであって、やはり困窮というのは人が人を支えるという給付ではない、これまでにはない形でやってきたので、給付が必要ではないということを言っているわけではありません。貸付けが非常に即応的な効果を上げているというのは現場を見ているとやはりこれは事実なので、これは必要だったんだけど、しかし、困窮の相談員がそれに関わるのかということに関しては、私は分離すべきだと思います。

この関連で言うと、重層のほうで、例えば支援論として支援の両輪という形で、解決型の支援と伴走型の支援という2つの支援論を両輪としてやっていくというようなこともありますけれども、例えばこういう解決ということの観点と、伴走ということの観点をどう整理するのか。そのあたりをきちんとやるべきだというのが1点目です。

2つ目は前回も言いましたけれども、生活保護との関係です。切れ目のない支援とか、途切れないという表現がワーキングチームのほうの報告書の中でも出てきたと思うのですが、私はやはり繰り返して言いますが、途切れないという感覚ではなくて、今の重層という言葉を使うのだったら重層的活用というようなものを考えるべきだろうし、今後部会のほうになったときに生活保護の議論自体も始まると思うので、ここはやはり保護をどう見るのかということも含めて議論が必要だと思います。

あとは、居住支援の関係なのですが、広域実施なのですが、確かに実施率を上げようと思ったら広域実施は大切なのですが、私は正直、住まいという現実、課題からすると行政側の合理主義に見えて、住まいというのはホームレスの人たちだったらいののかという話ではないけれども、今回はホームレスだけが対象ではなくて地域の人たちが住まいの困窮になっているということで言うと、広域実施でどこか遠い地域の自治体で引き受けるという考え方自体、何か住まいという考え方からちょっとずれているんじゃないかという気はするのです。必須化ということも出てきていましたけれども、やはりちょっとこれは広域実施すればいいのだという簡単な問題ではないのではないかとことを思います。

4点目、37ページ辺りで更生緊急保護とはすみ分けるということがわざわざ書かれているのですが、この意味がちょっとよく分からなくて、更生緊急保護の対象者に関してはすみ分けを考えるというのは別で考えるという意味でしょうか。私の現場の中ではそんなものはあまり関係なく受けてきているので、ここはわざわざ書かれている意味がちょっと分かりませんでした。

最後に5番目、地域居住支援事業を単独で実施するようにする。これはこれでいいのかもしれませんが、私は前から言っていますように、一時生活支援とこの地域居住支援を含めて居住支援事業というはっきりとした枠組みをつくった上で、その中で一時生活支援事業と地域居住支援事業というものをちゃんと分けたほうがいいと思いますので、そのところはどうか。

さらに、地域居住支援事業を分離する形で単独で実施できるという、その枠づけを変えただけで本当にいいのか。地域居住支援事業の中身をもっと考えないといけないのではないか。例えば、この中に入居の支援とか、いわゆる生活や見守りの部分、あるいは社会参加、居住という感覚からすると期間の問題、さらに言葉は何回か出てきました家族機能の社会化、これは私も伴走型支援でずっと言ってきたことですがけれども、この辺りも含めた地域居住支援事業そのものの再構築というものをきちんとやらないと、単に今ある事業を一時生活支援事業に附随する事業だということの枠を外せばいいんだという話ではないのかということをすごく思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。事務局に対する具体的な質問も出ておりますけれども、後でまとめてお答えをいただければと思います。

ただ、奥田委員が途中退席ということで、間に合うかどうか、ぎりぎりのところで心配ではあります。

続きまして、勝部構成員お願いをいたします。

○勝部構成員 豊中社協の勝部です。よろしくお願いいたします。

今回のこの論点整理は、かなりいろいろな意見をまとめたいただいたなという印象ですが、昨日、実は私たちが職場で、小学校で学習支援していた子の修了式をしたんですけれども、彼は2年間、丸々、学校にずっと行けなかったのですが、社会福祉法人さんがつくってくれているお弁当を宅食ということで、食のアウトリーチでずっと届け続けた中で、去年の12月に勉強したいと言い出したんです。

それで、彼を支えたのは実はずっとひきこもり状態にあった青年で、彼も進路をどうやって進むかということで悩んでいた。この2人が学習支援で巡り会って、3か月一生懸命勉強した中で、小学校の子は卒業式に出られて中学に進む。そして、彼は子どもと関わることを職業にしたいということで、この4月から学童の指導員になります。そして、この事例を紹介してくれた人は主任児童員さんだった。社会福祉法人も、地域の方も、そしてひきこもりの当事者だった子ども、不登校の子ども、みんなが支えたり支え合ったり、支える側が支える人になったりという関係性で、こうやって地域共生社会をつくっていく。

これも私たちがずっと目指してやってきた内容なわけですけれども、どうもこの重層の話になってから多機関協働の話がメインになりがちで、地域力のところが非常に理解されにくい感じがしています。総論のところではありますけれども、こういう多様な人たちが支えるということを考えるということが抜け落ちないようにということをぜひとも考えてい

ただきたいと思います。

それで、実際にはこういう丁寧な支援をずっと社協で、自立支援でやってきたんですけども、お話の中にありますようにコロナの影響で1万2000件からの相談対象を日々フォローしていくということで追われています。

そこで、やはり2点です。

1つは、10年間この人たちを返済させていく中でのフォローができる体制が今のままでは絶対できないということです。こういう丁寧な地域共生や重層的な支援ということをやりたいと願っている我々にとっては、この体制ではとても十分にならない。10年間の特例でいいので、この方々をサポートできる体制を早急に立ち上げてほしい。それが無理であるならば、本当にこの方々に対して10年間縛り続けるような貸付けはやめていただきたい。

例えば、非課税ということですけども、非課税の方々だけを対象に免除にしてしまうということであれば、生活保護基準以下の方々になってしまう可能性もあるのだということ、せめて奨学金の返済免除くらいの金額までは対象を上げていただかないと、中間層がなくなって大貧困社会になってしまうということをぜひともお考えいただきたいということが2点目です。

そして、この間、2年の間、後回しになっていた問題がやはりひきこもり、就職氷河期のひきこもりの若者たち、中高年になっている人たちの支援になかなかアウトリーチなどができにくくなっていったということです。

ここも64万人とか100万人とか言われる大きな層としてあるわけで、ここがなかなか就労支援に結びつかないというのは、今の就労の枠組みだけでは助けることができないということが前から分かっていたわけですけども、この2年の間、ここになかなか手が回らないということで立ち行かなくなっていると思っています。ぜひここも深刻な課題として対応したいと思います。

それから、居住の問題については公営住宅の在り方、平成30年に身寄りのない方も保証人がなくても大丈夫となっていますが、まだ自治体には浸透していません。ぜひここも対応していただきたい。

さらには横断的な身寄り問題で、先ほどお話がありましたが、私はやはり入院ができない、それから保証人がいない、ごみ出しができない、死後の委任事務ができないということから家族がやっていたことができない社会になっているということで、より伴走型が求められているという現実があるわけですから、今後この横断的な身寄り問題という社会的孤立の問題を次のステージでしっかりと議論していただきたい。孤立、孤独というのは減少に対応することだけではないということをぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、菊池構成員お願いをいたします。

○菊地構成員 菊池です。初めての参加になるかと思えます。よく幽霊会員化するので、やっとならなくてよかったです。

非常に長大なものをおまとめいただき、長いのでいろんな方に読んでもらえるかというのはちょっと心配ですけれども、およそ考えられる論点を包括的に取り込んでいただいているという意味で私は大変勉強になりましたし、今後の部会における議論の非常に豊かな素材を提供していただいていると思えます。ありがとうございました。

私は外側から法の理念としての地域づくり、それから関連する概念としての地域共生社会、あるいは社会福祉法における重層事業の辺りでお話したいのですが、4ページで「地域共生社会は、こうした法の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通概念化したものであり、重層事業は、この理念を実現するための1つの仕組みである。」とあります。

ちょっと私はどうかと、困窮者法が地域共生社会の中核にあつて、重層事業も困窮者法の考え方を実現するための仕組みだという読み方をされないか。重層事業や地域共生社会の理念と、何か困窮者法が中心だというような捉え方の間に緊張関係があるのではないかという読み方もされかねないと思えます。

また、9ページでは「法において積み上げられた実践は、地域共生社会の実現や重層事業の重要な基盤となり得る」と、どうも困窮分野が中心の地域共生社会という捉え方では障害、高齢、子どもといった分野との間でまさに縦割りの意識を生じさせかねないのではないかと思えます。障害分野の方からなどは、これはどうも重度障害者が取り残されるのではないかというお話を伺うことも少なくなくあります。

11ページで、重層事業では生活困窮者が単なるカテゴリーの一つにならないよう留意すべきではないか。まさにそうで、そういうふうにも書いてあるのですけれども、この点はちょっと書きぶりの話かもしれませんが、十分意識して気をつけたほうがいいのではないかと思えます。

それから、地域づくりですね。各分野で地域づくりを語られています。でも、その地域はそれぞれ分野ごとにつくられるべきものではないのではないかと私は思うのです。例えば48ページに「生活困窮者支援等のための地域づくり」、50ページは「特に地方部においては、生活困窮者を一時的に支えることにとどまらず、その後どのように地域で暮らしていくのかという点について、福祉分野だけでなく、公民館やまちづくりなど他分野と連携・協働して、その支援を検討すべきではないか。」と書いていますが、特に地方部においては困窮者支援の地域があつて、高齢者の地域があつて、障害者の地域があつてと、そんな多層的な地域ではない。やはりそこは重なっているのだと思うのですけれども、困窮者支援のための地域づくりというのは、ここも外から見るとちょっと違和感を持たれかねないかなという気がしないでもないです。

地域共生社会についても同じで、各分野で同じイメージが共有できているのだろうかということですね。障害分野では共生社会ということで、地域共生社会という考え方が出てくる前から法律上、規定されています。高齢分野では地域包括における地域とは何かとい

うことですがけれども、地域共生社会というのはそれぞれのイメージで語られているということですね。

困窮者支援法の改正に向けた議論がこれから始まっていきますけれども、これと並行して障害者総合支援法の改正に向けた議論は既に昨年から行ってわれています。こちらは多分、先行してまとめに入っていくと思うのですがけれども、今日の夕方、介護保険部会が再開されて、介護保険改正に向けた議論も始まっていきます。その中で、地域支援事業とか地域移行相談支援など、それぞれ議論の対象になっていくと思います。

縦割りの議論ではなくて、それぞれ双方に開かれた議論にしていく必要があるのではないかと。重層事業という手法を用いて縦割りを打破していくには、そもそも実体的な法制度において切れ目のない仕組みをつくっていく必要があるし、位相を異にしない地域の存在というものが不可欠ですし、全社会議、全世代社会保障構築会議で私も主張していきたいと思いますが、困窮者法の充実は当然やっていく必要がある。皆様の御議論を受けてやっていただく必要がありますが、制度横断的な理念や概念を困窮中心に組み立てようというニュアンスはここではあまり出さないほうがいいのではないかと。それは、やはり所管課における横の連携も必要だし、共通の議論の土俵づくりというものも考えていく必要があるのではないかと私は思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

五石構成員、お願いできますでしょうか。

○五石構成員 五石です。よろしくお願ひします。

菊池先生のお話と多少かぶるのですが、私は個別論点にございました「生活困窮者自立支援のあり方」の点についてお話をしたいと思ひます。

私はこれまで生活困窮者自立支援制度内、そして関連法の事業が分立しているのので、これを自治体、地域がさらに使いやすい制度とするために一括交付金化したらどうかということをおし上げてまいりました。本日はちょっと視野を広げまして問題意識を述べたいと思ひます。多少、大風呂敷を広げることになってしまひますが、御容赦いただければと思ひます。

先ほど菊池先生も御指摘された社会福祉法上の重層事業なのですが、この規定によって包括的な支援体制の整備に関して法律的な根拠ができたということは大きな改革の一步だと思ひます。

しかし、論点の中に子ども、障害者、高齢者、そして生活困窮者が横並びになっているという指摘がございましたが、そのとおりで私も思ひます。依然として制度の縦割りが残っているのではないのでしょうか。そして、その影響ですが、例えば障害者の基幹相談支援センターが設置されていますが、その一方で生活困窮者自立支援の窓口には障害のグレーゾーンの方が多く来所されているという状況にも表れて現いると思ひます。

海外に比べますと障害の定義が非常に狭くなっている、制度のはざまが十分に解消され

ていないという課題もそこにはあると思います。

海外に目を転じますと、日本の重層的支援体制整備事業に当たる制度としては、英国ではコミュニティーケア法、オランダでは社会支援法、北欧では各国に社会サービス法があります。その内容は各国で違いがあるのですが、共通している点が1点ございまして、それは一つの法律の下で包括的な支援が制度化されているという点です。つまり、障害のあるなし、高齢者とそうでない人等の壁が設けられていません。

もう一つ、実は共通している点として、利用者の方、市民の方に支援利用の決定権、裁量を与えられているという点が大きく異なっているのですが、そこはまた論点が異なってきますので置いておきたいと思います。

そして、海外の制度と比べますと、日本の社会福祉法はやはり依然として旧来の事業法の性格を引きずっているように見えます。つまり、生活困窮者自立支援法のほか、地域包括支援センターは介護保険法、障害者相談支援事業は障害者総合支援法、子ども支援は子ども・子育て支援法といったように重層的支援体制整備事業はそれぞれ異なった法律に規定された事業の寄せ集めになっています。

さらに、論点にもございましたが、社会福祉法には福祉事務所という旧来の支援拠点が同時に制度として併存している状況にあります。10年、20年後の日本の社会の在り方を考えたときに、自治体財政はさらに厳しさを増す一方で、高齢化が進み、単身世帯もさらに増加していくことは確実です。そうなれば、例えば介護保険でカバーされる支援の範囲はさらに縮小を迫られ、その縮小された分は地域や住民に負担として求められるということになります。

こうした状況下で、現在のように新しい課題が社会問題化するたびに新しい制度、補助事業がつけられていけば支援はますます複雑化して、自治体や現場の支援団体、支援者の負担がさらに増してくるおそれがあります。

そこで、障害のあるなし、年齢等にかかわらず、包括的な支援ができる制度が必要ではないかと私は思っています。そのためには、既存事業の抜本的な組換えが必要になりますので、到底実現可能な話ではないように聞こえるかもしれませんが、改革の難しさを理由にして、新しい小さな事業を必要に応じて付け足していくことを続けていけば、あっという間に10年、20年たってしまって、いつまでたっても障害者、高齢者、そして生活困窮者が横並びとなっているという問題は改善されないのではないかとというふうに危惧します。

長期的に日本の社会をどうしたいのかという大きなビジョンを持って、そこに向けて改革を進めていく必要があるのではないかと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

では、駒村構成員お願いできますでしょうか。

○駒村構成員 すみませんが、出先からなので少しノイズが入るかもしれません。3点ほ

どに絞ってお話ししたいと思います。

1つ目は、論点の整理の39ページ、40ページ、41ページにかけての子どもの学習支援の部分であります。先日、中学の先生方に少しお話を聞く機会があったのですが、かなり現場は深刻な状態になっている。これは、既にコロナ前から発達障害の子どもや独り親世帯、ヤングケアラー、あるいはこの10年で共働きが急激に増えている。日本の既婚女性の就業率は先進国のトップクラスになっている。独り親世帯率もこの20年くらいで倍ぐらいに上がってきているということで、現場には負荷がかかっていたところにこのコロナの影響で、かなり子どもの学習習慣、生活習慣の乱れが出てきているようです。

子どもの学習支援の実施率が伸び悩んでいるということなのですが、この原因は何なのか、これだけ実際の教育分野では負荷がかかっているのに、それがうまく伝わっていないのかというのが一つは大変気になる部分であります。ポストコロナ後という中で、こういうふうに学習習慣が崩れていく、生活習慣が崩れていく子どもたちを支えなければいけないとなると、子どもの学習支援が停滞しているのは困ると思います。補助率の引上げも含めて、検討していただきたいテーマだと思います。

2つ目であります。これは資料の8ページの新保さんの話にもあったわけですが、住居確保にしる、様々な施策、従来の施策はどちらかというと費用者、それから労働保険、社会保険といった分野から派生したものであり、そういう属性の方を想定した制度である。それが非常に限界が出てきていて、様々な特例をして何とかしのいでいるというのが一つのウイングです。

もう一つのウイングは、生活保護の弾力的な運用をこの間やっていて、これで何とかしのぎをしている。この2つのしのぎであるわけですが、どうしても限界がある。今後は、恐らく前者の事業者を前提にした制度というものの見直しが続くのではないかと思います。自営業的な働き方の方もどんどん増えていくと思いますので、そういうしのぎでいいのかというところで、次につながる3番目のところなのだと思います。そこを埋めたのが特例貸付けということであったのだらうと思います。論点の11ページにかけての議論であります。

こういう課題もあるのですが、大きいテーマなのですが、これは先ほど勝部さんがおっしゃった償還の返済の最低所得のレベルをどう考えるのか。本当に住民税非課税という考え方でいいのだろうか。様々な低所得者向けの施策はあるのですが、非常にばらばら感がある。その上で、確かに貸付けというのは一つの政策手段であって、経済学的には当期の収入が減れば次期のお金を担保にお金を借りるというのは経済厚生を高めるわけですが、その結果、最低生活の基準を下回るようなことであれば貸付けの意義がかえって悪くなる。私の資料のほうでそういうメモをまとめておきましたので、後で読んでいただければと思うのですが、要するに資料の15ページにあります住民税非課税基準で見たときの対象者と、それから生活保護、生活扶助基準で見たときの対象者は年齢によってかなりギャップがあるということを指摘しておきたいと思います。

本当に生活保護基準を下回った人から返済するという考え方がいいのかどうかというのは、甚だ疑問であります。現実にはきめ細かくやれば社協の現場に負担がかかると思いますが、メモに書いてあるように様々な工夫が必要だとは思いますが、この返済の基準の見直しは低所得者の定義にも関わるテーマだと思いますので言及しておきたいと思えます。

どうもありがとうございます。以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

生水構成員、お願いいたします。

○生水構成員 ありがとうございます。野洲市の生水です。

皆様のお話を伺っていて、大切なことに気づかされるばかりで、ああ、そうだなと思って伺っていました。私からは、論点整理案の見え消しでないほうの資料に沿って意見を述べさせていただきます。

まず、5ページの各事業に「支援会議の効果的な活用について」ということを加えていただければと思います。困窮法における支援会議は自立相談支援のみならず家計改善、または就労準備の事業等でも情報共有は必要になることと、6割の自治体で必要性や人員不足の理由から未設置であること、そして改正社会福祉法にも支援会議が設置されまして重層的支援会議も含めそれぞれの活用方法についての検討が必要ではないかと思えます。

次に、10ページの1つ目の○の定義についてですが、実際の相談現場ではひきこもり支援など、孤立・孤独の問題に対応しているのが現状です。こうした支援の状況を踏まえますと、制度の創設時に立ち返って社会的孤立の文言を盛り込むなど、経済的困窮に縛られない定義の見直しが必要ではないかと思えます。

10ページの6つ目の○につきまして、コロナ禍で特例的な対応としましては自立支援金、こちらを加える必要性があるのではないかと思えます。

飛びまして、18ページの2つ目の○に「商工部門の経営相談等との連携も活用」とありますけれども、例えば個人事業主等が金融機関に貸付け申込みをする際に必要なセーフティネット保証制度、こちらにつきましては売上げ減少の認定を自治体の商工部局で行う必要性がありまして、野洲市の商工観光課では相談累計697件となっています。こうした制度をコロナ禍当初、野洲市の困窮窓口でも把握できていなくて適切につなぐことはできず、すぐに商工部局と連携強化した反省があります。

商工部局につながないと貸付けを受けることはできませんので、連携も活用したほうがというのは、既に連携体制ができている想定制定となっているのと、経営相談ならば自治体の商工部局ではなくて地域の商工会での実施実地が多いので、ここは自治体の商工部局や地域の商工会と密な連携を図り、支援策や経営相談等の役割分担をすることで効果的な支援ができるのではないかというような表現のほうが現状に合っているのではないかと思えます。

次に25ページ、（就労準備支援事業）において、利用者に対する交通費の支給が可能と

なれば活用できる場も広がりますので、この交通費支給につきまして追記いただければと思います。

37ページの2つ目の○の広域実施の推進につきまして、先ほどからお話がありましたが、野洲市では一時生活支援事業を実施しておらず、住居を失った方に対しては生活保護決定をして滋賀県内に4か所あります救護施設にお願いをして、その後の就労、そして住居確保の支援を行っています。この場合、生活保護費は県の県費負担となります。対応実績としましては、令和2年度2人、令和3年度2人です。

また、隣の守山市も令和2年度4人、令和3年度1人と、同じく少ない件数となっています。少なくともニーズがあるのは事実なのですが、小規模の自治体が単独で一時生活支援事業を実施するには、対象者が少ないため事業運営が難しく、広域で実施するにも自治体間の調整が難しいので実施することができないのが現状です。

そこで、都道府県が一時生活支援事業を直接実施できるように予算措置することで、例えば県が福祉圏域ごとに一時生活支援事業の拠点をつくり、その拠点を市、町の、自治体が活用して対象者の自立支援を行うといった県と市、町の役割分担、協働によって事業実施ができるような仕組みになれば、未実施自治体との公平性の問題にも対応できるかと思っています。

あわせて、衣食住の拠点に相談員の配置が必須となりますので、この事業におきましては人件費の予算措置が必要だと思っています。よって、広域実施の推進には都道府県が直接実施することができる手法も加えるなど、多様な実施体制の検討が必要だと思っています。

38ページ、3つ目の○で求職活動要件の見直しが挙げられていますが、個人事業主以外の方につきましても多様な働き方を踏まえて常用就職の規定等の見直しが必要ではないかと思っています。

44ページ、4つ目の○に就労準備支援及び家計改善支援事業の生活保護との一体的な実施が挙げられておりますが、自治体では会計検査院等から国庫補助金等の目的外使用の指摘を避けるために、生活保護受給者と生活困窮者を明確に分けて支援しなければならないといった事務負担が生じるころから、対象者を一体的に実施できるように財源を一つの財布にすることが求められます。

最後になります。47ページで、奥田構成員からも御発言がありましたが、両制度間での切れ目のない一体的な支援の実施、実現とありますが、切れ目がないだけではなく、もっと踏み込んで「重なり合う支援の実現」が必要ではないかと思っています。昨年秋に全国からケースワーカーが集まる研修の場で生活困窮支援のお話をさせていただいたのですが、参加されたケースワーカーの皆さんから、「生活困窮はいいよね、大変な人は保護でつないだら、ほな、さいならで、借金などがあってもあとは知らん顔で手伝ってもくれない」と嘆いておられました。

現行の困窮法では生活保護受給者は対象外となっているため、自立相談支援事業で関わると会計検査院の指摘を受けることとなります。生活保護につないだらあとはケースワー

カーの領域となるので、自立相談支援が手出しできない現状では、生活困窮と生活保護の溝は埋まらないと思います。切れ目のない支援だけではこの溝は埋まらず、そこでケースワークについては生活困窮と生活保護が一緒に関わることが可能となる、重なり合う支援が求められるのではないかと思うので、もっと踏み込んだ検討が必要ではないかと思えます。ここは新保委員にバトンをつなげます。

以上です。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

新保構成員、お願いいたします。

○新保構成員 新保です。よろしくお願いします。

本検討会、そしてワーキングの議論から重要な論点を丁寧に取りまとめてくださいました事務局、そして国と地方の実務者協議における議論を共有していただきました進士室長にお礼を申し上げます。

私からは、4点お伝えしたいと思います。

生水構成員からバトンが飛んできましたけれども、第1は生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援の在り方についてです。奥田構成員が重層的活用、生水構成員が重なり合う支援とおっしゃっていたような形での支援の実現が求められます。生活保護制度はもともと生活保護法第4条の補足性の原理に基づいて、他法他施策の活用を優先するという考え方で運用しています。生活保護制度を利用すると、他の支援から切り離されてしまうような状況は本来の在り方ではないと認識しています。

特に生活困窮者自立支援制度における相談支援は生活保護法第27条の2における相談支援に相当するもので、保護の決定実施自治に関連する相談援助とは異なって、要保護世帯の求めや必要に応じて利用できることが本来ではないかと思えます。

現在、任意事業については両制度を一体的に実施する流れにありますが、もしそれができるのであれば、自立相談支援事業における相談支援も要保護者が利用できるものであってよいものと考えます。要保護者、そして生活保護担当職員が孤立しないような支援の在り方の検討が必要だと思えます。

第2は、法の理念や在り方についてです。論点整理案の10ページにありますように、法の対象者の規定を実態に即した内容にして誰もが分かりやすいものにする必要があると思えます。社会的孤立の解消に向けた大きな政策の流れもある中で、ぜひこうした状態にある方々を対象にしていることが伝わるよう、明示していただきたいと思えます。

第3は、任意事業の必須事業化を進めていくことです。就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、そして子どもの学習・生活支援事業についても、相談者がどの地域でも利用できるよう整備していく必要があると思えます。

なお、家計改善支援事業についてはコロナの状況下で貸付制度を利用された方、被保護世帯、進学を控えた子どもや就職を控えた学生など、多くの支援ニーズを抱えた方に有効な支援であることが認識されていると思えます。

家計改善支援は、自立相談支援事業の支援員が機能として通常の支援に溶け込ませて実施するのではなくて、家計改善支援員という独立した支援者がしっかりその役割を果たすことで本来の家計改善支援が実現できると考えます。必須化とともに、本来の家計改善支援事業が実施できるような体制整備を検討する必要があると思います。

最後に第4ですけれども、人材養成及び都道府県の役割についてです。57ページにありますように、人が人を支える生活困窮者自立支援制度を支える人材養成は今後も国が責任を持って行うことが求められます。都道府県も研修を担う体制となっておりますが、都道府県の制度担当者は少人数で他業務を兼務される中で非常に御苦労されながら役割を果たしておられます。都道府県には生活困窮者自立支援法第10条に基づいて、人材養成のみならず体制の整備、情報提供、助言など、多くのことが求められています。都道府県がその役割を円滑かつ十分に果たせるような体制づくりに向けた支援も不可欠ではないかと思えます。

私からは以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

立岡構成員、お願いできますでしょうか。

○立岡構成員 では、画面共有させてください。

それでは、私の方からお話をさせていただきます。これまではいろいろな議論をここまで実際にしっかりまとめていただいて、非常にありがたく思っています。5分しかないので、中身をお話ししたいと思えます。

まずP25の認定就労訓練事業や就労準備支援事業ですけれども、追記してほしいなといったところになります。それは、「認定就労訓練事業や就労準備支援事業における就労体験のように働く場を活用した就労支援の利用を進めるためには、支援プログラムの内容や訓練効果、次のキャリアステップにおける有効性といった点を定義し、そうしたプログラムを活用した相談支援に関してガイダンスとモニタリングが必要ではないか。」、ここからです。「また、就労準備支援事業と認定就労訓練事業の利用者の移動と」、追加いただき、「就労体験先への移動について、経済的に困難な利用者への交通費支援を検討すべきではないか。」、やはりこの交通費の部分をぜひともお願いしたいと思えます。

それと、P27の特開金のところになります。赤いところを言ったほうがいいのかなと思うのですが、基本的にまさに特開金に関してもっと積極的に使えるようにということで、「困窮者等の受け入れに前向き且つ協力的な地場の中小企業等を応援することも含め、特開金を使えることを前提にした要件」というような形にぜひとも進めてほしいと思えます。やはりこのところは本当に強調したいと思えます。特開金に関してかなりかたくなな特定予定派遣みたいなのを言ってこられているような感じはしているのですが、ここは積極的に特開金を使えるようにしてもらいたいと思えます。

それと、P35の一時生活支援事業のところなのですけれども、これは実際には無低とかを使っているという事例があって、実はこの前、別な調査事業の関係である自治体さんから

お話を聞きました。そのときに、一時生活をやっていますけれども、あまり利用していないですね。なぜですかと聞いたら、広域実施の枠組みの中に遠い自治体のところをお願いしているから行きたがらないんだよという当事者の声がありました。それで、ではどうやっているんですかと言ったときに、無低とか日住を使っていますというような話でした。

ですから、そうであれば未実施自治体、広域実施もやってもらいたいと思うのですが、未実施自治体に関しては、一時生活支援事業をやっているところに行けというのではなくて、保護施設を積極的に活用するように周知するということが国の務めではないのかなと思っています。進士さんもおられますので、ぜひともそのところは検討いただきたいと思います。

続いて、P57の人材養成のところは新保先生がお話をしていますけれども、やはり国が責任を持って実施する。それで、5年に1回は原点に戻る視点から、もう一回国の研修を受講できるという感じにすべきで、やはり原点に戻って理念を学び直す。あとは、法改正とかあったらこの部分を学び直すというようなところで、国の研修というのをもうちょっときちんと位置づける必要があるのではないかと考えています。

それと、P60です。この前、3.16で大きい地震がありました。いろいろと御心配の声もいただきましてありがとうございます。こうやって無事に話ができている。そんな中、やはり被災者の部分というところでいろいろと意見を取り入れてくださったのですけれども、赤字のところ。「また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等が起こる可能性が高いことを考えると、特に大規模災害では広域避難の被災者が必ず発生するも、被災自治体は広域避難住民の支援をきめ細やかにすすめることが難しいことから、住民ではないけれども広域避難者の支援を自立相談支援機関が担える様な支援内容や支援メニューを整備するとともに、被災自治体や被災自治体の自立相談支援機関との連携の在り方等を検討する必要があるのではないか。」と書いています。

これは、本当に待たないではないかと考えています。先般、実は福島第一原発のところをちょっと視察させてもらって、広域避難の方々の現状とかを目の当たりにしてきて、やはりこの部分はしっかりと書き込む必要があるのではないかと考えて、非常に法改正からするとカナガキさんからも、ちょっと脇かなとか言われそうな感じがするのですけれども、ぜひともここは入れていただきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、田辺構成員お願いできますでしょうか。

○田辺構成員 川崎市の田辺です。

事務局の方々、本当にまとめていただきありがとうございます。また、各構成員の先生方の御意見は非常に参考にさせていただいているところでございます。特に、先ほど五石先生が言われたところは自治体として非常に共感させていただいたところでございます。

私のほうからは、9つまとめていただいた個別の論点のうち、5つについて言及させて

いただければと思っています。

まず1つ目は10ページの「生活困窮者自立支援のあり方」のところでございまして、法の理念や在り方、法に基づく事業や関係施策が分立して分かりづらいというところがございますが、ここのところでやはり本市では自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業等を委託して運営しているところですが、本来は一体的に運営したほうがよい場合もあるのかなと思います。

ただ、国庫メニューの補助率が違うということで細かく事業を分ける必要があつて、すごく流動的な支援がしにくいというところがございます。ですので、国庫補助の見直しを含めて現場にもっと裁量を持たせていただければと思うところです。

2つ目は、18ページの「自立相談支援のあり方」で自立相談支援の事業でございます。ここの18ページの5つ目の○のところでございますが、フードバンク等、地域の公益的な取組を行う団体等との連携を強化していくべきというところで、思いとしてはそういう部分はあるのですが、そういうときに運営に関する補助金などを求められることがあつて、非常に対応しづらい面があるという現状がございます。そういう部分もありまして、国庫補助のメニューにそうした団体に対する補助や基準の設定などを検討していただければと思うところでございます。

あとは、19ページの支援会議のところでございますが、支援会議におきまして自立相談支援機関だけではなく、多数の専門機関の経験や知恵が必要と考えています。それをどう共有し、実際の支援につなげていけるのか、好事例を発信してほしいということ、これは先ほどワーキンググループの報告ということで新保先生のほうからも意見が出たかと思いますが、よろしく願いいたします。

あとは、支援員についてでございます。これは19ページの○の3つ目、4つ目にかかるところでございますが、支援員について、我々のほうは「だいJOBセンター」というのが通称なのですが、そこに委託しています。コロナ禍において指定員の増加をしたのですが、なかなか人員の確保に苦労しました。事務員のほうは比較的容易に確保できるのですが、福祉の相談員となる方々については引く手があまらず、せっかく雇ってもすぐ辞めたりするような方もいらっしゃいました。人員配置の適切な基準の設定のほか、人材の確保、処遇改善についても実施してほしいということをお願いしたいと思います。このことも新保先生のほうから報告が出たところだと思います。

あとは、ホームレスに係る人員体制の在り方、19ページの4つ目のところでございますが、川崎市ではホームレス自立支援センターを設置して自立相談支援事業と一時生活支援事業を合わせて実施しているところでございます。入所者の方々については、離職して収入が減少して住まいを失った方はもちろん、なかなか精神疾患とか障害がある方も医療につながらないような方がいらっしゃいます。そういう中で、人員が必要で国の補助基準を上回る経費を要しているということも踏まえまして、上乘せをお願いしたいということでございます。

あとは、時間の関係がございしますが、38ページの「居住支援のあり方」でございします。住居確保給付金につきましてはなかなかインセンティブが働かない部分がありまして、そういう中で生活保護でいうところの就労準備金のようなものとか、そういう制度はどうかということで、頑張っている人が報われる制度ということでお願いしたいと思ひます。

時間の関係であれなのですが、子どもの学習支援のところでございします。これも補助率につきまして今は2分の1ということでありすが、上げていただくということをお願いしたいと思ひます。

以上、そういうところを自治体の立場でございしますが、よろしくお願ひしたいと思ひています。

ちょっとオーバーしました。すみません。よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

西岡構成員、いかがでしょうか。

○西岡構成員 おおむね論点は出ているかなと思ひています。ワーキング会議等を踏まえて少し補足をしたいと思ひています。

1つは、先ほど立岡構成員から出ていました特開金の活用について。この制度の運用が変わってもう3年になりますが、労働施策サイドの大きな転換だったと思ひます。就労支援に活用できるツールとしてかなり柔軟化されたという状況です。

調べてみると、就労支援ではほとんど活用されていない。活用のベースが理解されていないと思ひます。その1つが自治体等の「無料職業紹介の活用」ですが、その手続を終わっただけで、どう活用していいか分からない状況のようです。

提出資料にある自治体の状況をあげていますが、年間50件ぐらいの活用があります。50件ということは、就労支援を利用した人の雇用、仕事の開発を通じて事業主に対して就業継続等の技術的支援とともに、5,000万円程度の財政的支援をしているわけです。就労訓練事業所を増やすためのインセンティブ云々の議論がありましたが、その前に、こういう制度を利用した就労支援をしなさいということです。特に生活保護の就労支援にも同様の指摘をしたいと思ひます。

生活保護分野での無料職業紹介の活用はもっと早くから言われましてきか、やはり機能を持っただけで、その機能をどう使うのかまで進んでいない。何かというと、職業紹介ができるということは個別の就職の実現にとどまらず、それを通じた協力事業所、雇用・仕事の開発ができる事業所をどうつくるのか、どう育むのかというより重要な機能を獲得したことになります。これが自治体の無料職業紹介の活用の課題です。

就労支援と連携した雇用・仕事の開発をめざすという役割はハローワークや民間の職業紹介とは全く違う性格のものです。何件紹介し就職できたかではなくて、それを通じた働く現場をどうつくり、いいものにしていくかというところに主眼があり、職業紹介の活用は支援基盤への投資です。そこに力を割かないで、何かお金を与えたら働く現場が変わるのではないかといった幻想はやめるべきです。特に生活保護分野はそういう発想が強いので

すね。

生活保護の無料職業紹介の場合、さらに協力事業所や登録事業所を開発するときの工夫がない。生活保護担当が直接開発に向いても仕方がない。企業は生活保護受給者を理解して雇うのではなく、仕事に必要な人材、仕事を通して人材を見、検討します。そこに生活保護受給者の仕事を探してまずと切り出すことは、事業所側に生活保護の理解をまず求めることになってしまう。事業所にとっては余計なこと、人材や労働力への関心を越える提案をしていると思います。

生活保護法との連携ですが、五石構成員もおっしゃった包括的な発想もいいのですが、就労支援に関しては奥田構成員がおっしゃった「人による人に対する支援」という中身が重要で、実施現場での麦踏みじゃないですが、進め方の訓練いや実践を踏まえないと、安易な連携がまた生まれてしまうのではないかと危惧します。

それぞれの就労準備支援の事業をやっています、人員を配置しましたではなくて、その中身が問われているので、きちんとモニタリングとサポートできるような形改善や改革に比重を置いた政策運営を期待したいです。

あとは、訓練を活用した支援が初めて指摘されましたので、求職者支援訓練を含めて、訓練のメニュー内容やリストだけではなく、訓練をどのように活用した支援を行うのか、ガイダンスしてほしい。就労支援サイドの支援ノウハウが問われています。

もう一つ、就労準備の必須化が議論されるのであれば、自立相談支援機関の名称(看板)について指摘したい。全部国の名称を調べたが、ほとんど「仕事」「就労」に関わる文言が施設等の看板に入っていない。コロナ禍で困窮リスクが出てきた、働いていてもリスクを抱え不安を感じた人が相談に行く場が明示されていないということです。アウトリーチ云々を言う前に、ちゃんと看板を掲げろ、あるいは無料職業紹介の手続をしたらその活用を市民に分かるように、利用できるように明示しろよと言いたいと思います。

そういうことがちゃんと整わないところに必須化で財源を配ったからといって、期待される機能、働きができるかと言ったらできないと思います。そういう現状把握は、厳しめですが、してほしいと思います。

従来からそうある就労訓練アドバイザー等の機能についても再整理しないといけない。

中間支援に係る人材育成がポイントの1つですが、もう一つはアドバイザーなどの事業所開発とかや支援プログラムの開発について、地域における連携した機能を編んでいく人材を育てるための前提条件として、支援会議の中でビジョンや課題を共有する取組みやワークショップを必須化すべきだと思います。

単に人材を置きました、事業を予算化しただけでは機能しないので、運営面について特に深めていただくことを期待したいと思います。

ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

行岡構成員、お願いします。

○行岡構成員 ありがとうございます。意見書をお届けしていますので、今から共有します。

私のほうは、論点整理全体に対する意見を述べたいと思います。

1つは、多様な意見を取り上げていただいておりますということと、特に生活困窮制度と生保制度の在り方について議論する必要があると述べられている点についてです。

相談支援にとって、生活保護は最後のセーフティーネットと言われながら、その利用につながらないことなど、日々、悩みを深くする問題でした。本質的な解決ができるように検討いただけたらと思います。

生水さんの44ページ、それから47ページの御意見に賛同します。奥田さんの御意見も出ておりましたが、賛成したいと思います。

あとは、個別論点に関してということです。

16ページの3つ目の○で、支援会議を活用してということで、現場感覚としては思いのほか広がっていないと思っております。支援会議そのものの設置目的や、支援会議で解決が早まった具体的な好事例の紹介、それから支援調整会議との役割や機能の違い、分担の仕方などが自治体の担当者や、それから相談支援の現場の支援員たちにも認識できるようにしていただきたいと思います。

それから28ページ、3つ目の冒頭で、家計相談支援員の部分は家計改善支援員に呼び方を統一していただきたいと思います。

それから、29ページの1つ目の○で、税・保険料等の滞納窓口との関係についてです。自治体によっては、相談者本人の希望で窓口に同行した場合でも相談員の同席を断られるという事例があります。納税部署との連携が深まるような国レベルでの連携強化の取組をお願いしたいと思います。

それから、30ページの2つ目の○と、31ページ、55ページのところです。これは、帳票とかシステムのところなのですが、家計改善支援の必須化に向けて家計改善支援の帳票とシステムを整えていただきたいと思います。

時間がないので事情は読んでいただきたいと思うのですが、特にシステムのデータに関してバックアップされていないので、今、私たちは全てをエクセルで手作業で集計をして報告しているというような現状になっています。

そういう意味では、30ページのところに「事業の効果化検証を行い、定量的・定性的な効果を明らかにすることが必要」と書かれているのですが、そのためにはシステムを改修して支援データを国レベルで管理して、支援状況についてトータルに分析ができるようにすべきではないかというふうに考えております。

それから、生活保護の家計改善支援事業と困窮者支援の家計改善支援のところですが、同一事業所で実施しているところも多いので、共用できて、かつ簡便な独立した帳票とシステムを新たにつくるという選択肢もあるのではないかと考えております。

それから、31ページの1つ目の○で「エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化」が必要と記載されておりますが、「支援手法の標準化」というものでは一人一人に対応したオーダーメイドな支援は難しくなるのではないかと思います。

支援手法の確立・標準化が基礎研修という意味であれば、既に国研修が実施され、都道府県研修、ブロック別研修等、いろいろ取り組まれております。

任意事業の必須化に向けては、基礎研修をベースにした上で、相談支援員の経験に応じた多様な支援の考え方や手法を相互に交換し、学び合うブラッシュアップ研修は必要だと思います。

それから、46ページの1つ目の○と、47ページのところで、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の切れ目のないというか、つながらないという課題が一つありまして、これは研修で家計改善支援の研修を保護のところでやったところでは、家計改善支援の利用頻度に明らかな違いが出たというふうに聞いておりますので、保護部局での困窮制度の研修と、それから支援員の研修という（双方向の研修）のが必要ではないかと思います。

57ページ、3つ目の○のところは支援員のバーンアウトに関する件です。私は、解決を求められ過ぎるというか、体制もないのに大変な中であるということがあって、今年度「スキルよりハートが大事」という研修の中の言葉とか、基本理念のところでは今は寄り添うことができなくてもとにかく寄り添っていくことが大事なんだという言葉に救われたとか、涙が出たとかという言葉がたくさん出ていまして、そういう意味ではバーンアウトは解決が難しく無理があるにもかかわらず、支援員自身も解決を求めてしまう本人もそのようにしないといけない。そのためにスキルが必要だ、専門性が必要だというふうに、一部そのように思い込んだりしていくというところがあるので、あまりそこを強調するとなかなか大変なことになるのではないかとはいえます。

そういうところで、奥田さんが言われた課題解決と伴走支援をどう整理するかということについてきちんと議論していく必要があるのではないかと思います。研修では救われないと思っております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

最後になるかと思いますが、渡辺構成員お願いいたします。

○渡辺構成員 ありがとうございます。

参考資料のほうに、私も副代表理事として参加している一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会の資料をつけさせていただきました。それも踏まえてお話しさせていただきます。

まず1点目ですけれども、先ほど読売新聞の天津委員より、この法の評価についてというふうなお話でしたが、子どもの分野、殊、子供の貧困の分野に関してはこの法が果たした役割は非常に大きいと思っております。

今、世の中で親ガチャというような言葉が出ておりますが、ややもすると、親次第で子

どもの人生が決まってしまうというような風潮がある中で、この法があって貧困の連鎖防止で子どもの学習支援・生活支援事業があるということが定まったことで、困った子どもを放置しない。親の自助ではなく、ちゃんと公助で子どもたちを救っていくんだという共通理念ができたということは非常に大きいと思っておりますし、それによって今、任意ですの64%ですけれども、自治体の方々が子どもたちのためにこの事業をつくってくださってやっているということでは、本当に欠かすことのできない法律であると思っております。

私どもでもたくさんの事業をさせていただいておりますが、本当に生活保護を受けたお子さんたちが立派に就職をしていたり、高校進学はもちろんですけれども、大学や専門学校に進む姿を見て、貧困の連鎖の大変なおうちからでも行けるんだなということは思っております。本当にこの法律ができたことを感謝しております。

2点目です。その上で、やはり任意事業であるということと、また補助率が非常に低いということで、やりたいんだけどできないというふうなことがございます。また、コロナで財政が逼迫する中で、本当はもっと広げたいんだけど、なかなかそういったことができないという声もあります。地方のほうは実施率が低いというふうなことも含めて、やはり必須化していただいて補助率も上げていただくことができればと思います。

また、コロナで非常に大変になっております。駒村先生からもございましたように、本当に学校現場も疲弊していく中で、今ここをやるかどうかというふうなことがこの先大きな差になっていくと思いますので、ぜひ本当に10分の10ということでやりたい自治体が全部できるような体制になればいいなというふうに思っております。

冒頭に、生活保護制度のお子さんたちが、せっかくこの制度があっても併用できるのに使わないというふうなこともございましたが、例えば必須化してどこでもあるようになった上で、生活保護家庭でお子さんがある場合にはこの事業を受けることが前提というか、必須というか、そういうふうなことにして、とにかく来てもらうということが何かできればいいなとすごく思っております。

3つ目です。その上で、本当に生活保護家庭のお子さんが行きたがらないというのも、勉強が嫌いだとか、親も教育に関心がないということだと思っておりますけれども、学習支援、生活支援事業というものになったことで、本当におうちに御飯がない子どもたちに御飯を出して勉強を教えるとか、今も食材を持たせるとか、文具を持たせるとか、本当にきめ細かくやっているところで生活支援はすごくたくさんやっておりまして、そういったところで本当に支援メニューの拡充ということは重要だと思っております。

今、コロナの中で体験活動というものが学校現場でも全くなくなってしまい、子どもたちの成長を支えるものがない中で、本当にたくさんの団体から体験活動をさせるための費用が欲しいというふうなこともございます。子どもの成長に必要なものをしっかりとできるような支援メニューの拡充ということをやっていただければと思います。

また、地方の実施率を上げるのも非常に重要だと思っておりますけれども、アウトリーチと

ともにオンライン化を進めるに当たって、やはりおうちにインターネット回線がない、デバイスがないというふうなことが大きなネックになっておりますので、ぜひそのオンライン化に向けてインターネット環境の整備ですとか、そういったことで子どもの学習が途切れないようなことをしていただければと思っております。

4つ目です。高校生の支援について、なかなか高校生の支援が広がらないというふうなことが本文の中でもございましたが、高校生の支援は実は非常に難しいところがございまして、やりたくてもできないということがあるかと思えます。

例えば、私どもで今、自分たちの自主の事業、寄付でやっている事業ですけれども、全国の高校生にオンラインで学習支援を届けるということをやっております、生活保護家庭で無事に国公立、医学部に入るような子もいたんですけれども、そういうふうなこともある中で、例えば学習支援の一部を広域に利用できるようにすることで、ちゃんと授業ができるところのサービスを全国の子どもたちが受けられるような仕組みというのはあるのかなというふうなことをちょっと思いました。

最後、5つ目としてはやはり実施される団体の方々のレベルアップと申しますか、本当にメニューも広がる中でアップデートと研修は非常に重要だと思っておりますので、これもぜひできればと思っております。

私のほうからは以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

皆様、御協力いただいたおかげで何とか進行が順調に進んでおります。この検討会の第1回の冒頭で、私たちは大きく括れば今、何をしなければいけないのかというベクトルを共有しているというふうに申し上げたわけですけれども、今日の皆さんの御議論を拝聴していると、どこに向かうべきかという方向性について支援をしていくということももちろん大事なだけけれども、悩みの共有と申しますか、我々はどういうジレンマに直面しているのかという点について我々が支援をしていくということも非常に重要だということが浮き彫りになっているのではないかと思います。

例えば奥田構成員などもおっしゃったことですけれども、寄り添い型、伴走型の支援と経済的給付のジレンマですね。経済的給付が重要だということは皆さん非常に強調されているわけなのですけれども、これがごちゃ混ぜになってはいけないということです。

皆さん、非常に言語能力が豊かなので、切れ目がない支援、これは二次元のイメージしているのを三次元にして、重層化とか、重なり合うという表現にしてくださったんですけれども、この新しい次元というのはどういう意味なのかということですね。分かったようで分からないところもあるんだということを、我々は共有していく必要があるのかもしれないと思います。

業務負担が過大になってはいけないということだとか、効果が上がらなければいけないということだとか、権力性というか、今はハラスメントと言ったほうがいいのかもしいですが、それが横行してはいけないということ、こういう問題がいろいろ皆さんの議論

の中からうかがえるわけなんですけれども、特に生活保護改革の議論が進行している状況の中で、寄り添い型の支援と経済給付の重なり合い、重層化というのはどういう意味なのか。ここは、まさにこれから大いに悩まなければいけないんじゃないかと思います。

2番目に、制度化のジレンマですね。これも、勝部構成員が重層的支援体制についておっしゃったし、池田構成員もおっしゃっていましたね。それから、西岡構成員は、何よりも就労支援を大切に考えている西岡構成員が、必須化すればいいんじゃない、それで片づく問題じゃないんだというふうに強調されていた点、ここをやはり我々は共有していく必要がある。制度化すればするほど、地域がイニシアチブを持って取り組むことが後退していくということを我々は繰り返し経験してきたわけで、ここをどうするかという悩み、これが2番目の制度化のジレンマですね。

それから、3番目には縦割り脱却のジレンマといいますか、これは菊池構成員もおっしゃったし、五石構成員もおっしゃって、今まさに地域共生社会とか、居住とか、そこで広く困窮問題を扱わなければいけないんだけど、困窮そのものはどうするのかというところが、ふと気がつくとう蒸発しかねないというジレンマですね。

皆さんの議論の中から、この3つのジレンマというのが、安易に分かっているんじゃないんだ、これは国と自治体、事業者の連携の中でこれからも本当に頭を抱えて模索しなければいけないことなんだということが浮き彫りになってきた。

これを、検討会の報告書にどう書き込むかということですね。皆さんのほうから、具体的な修文の御提案もありました。それから、ストラクチャーに関わる少し大がかりな組み立て方の議論もありました。それから、盛り込むべき新たな論点の御提案もあって、質問もありました。

フリートークを設けたいんですけれども、その前に事務局のほうから、これもちょっと悩ましいところですね。あまり丁寧にお答えいただくとフリートークの時間がなくなってしまうので、必要最低限のことだけ言うと、どういうことかということになりますけれども、事務局のほうからコメントをいただいた上でフリートークに入りたいと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

必要最低限ということなので、絞ってお話をさせていただきます。

奥田委員からお話がありました緊急更生保護等の話です。ワーキングの際に立岡委員からお話をいただいたところなんですけれども、こちらは更生保護施設等、福祉事務所の中で他法優先というような考え方の中から、利用者の方のたらい回しが起こってしまったというような事例を挙げられまして、そういう中で役割分担というのをしっかりしていくべきではないかというような御意見をいただいたことを反映した記載の部分でございます。

あとは、宮本先生からお話がありました3つのジレンマの関係というのは非常に大きな課題だと思っておりますし、皆様からいただいた御意見についても十分検討の上、反映について検討させていただきたいと思っております。

1点だけ、朝比奈委員からお話がありました中で、事実のところに書いてあるような記述なんだけれども、その事実だけにかかわらず、全体に関わる部分というのがあるのではないかというようなお話です。そういうものがあるということはこちらも認識しています、例えば委託ガイドラインの話とか、委託の際の地域での活動要件を設けるべきというような話、それは子どものところに書いてあったり、事実のところに書いてあるのですが、恐らくその全般に関わってくる話になるかなとは思っております。

ですから、そここのところの整理は行うとしても、その対象を限定して捉える形ではなくて、全体に通底するのが必要なものであれば、それはそういうように扱って考えていくべきではないかなと思っております。

すみません。あまたの意見をいただきましたけれども、限定的にですが、回答をさせていただきます。

以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

第4回の検討会にかけて、またそこは各構成員間、事務局との間で密度の濃いコミュニケーションをしていければと思います。

残された時間は15分弱ですけれども、いかがでしょうか。奥田構成員にお届けしなければいけないお答えを、私が余計なことを言ってしまったので奥田委員は出て行くことになってしまいましたけれども、これは後でお伝えいただければと思います。

補足しておきたいこと、それからほかの構成員の御意見、あるいは事務局からのコメントを受けて御発言がある場合、さっきは2回のベルで無情に断ち切ってしまいましたので、言い切れなかったことは多々おありかと思えます。いかがでしょうか。

では、生水委員どうぞ。

○生水構成員 では、先頭を切ってすみません。実は、償還免除ラインの件で勝部構成員と駒村構成員のほうからお話が出ましたけれども、今回のこの案の中にはそうした償還免除ラインについての課題であるとか検討していくべき内容が書かれていないので、ぜひともここは書き込んでいただきたいという思いがあります。

やはり非課税世帯というのは非常に少ないといいますが、そこを基準にするとちょっと困ることになるだろうと思うのと、先ほど行岡構成員のほうからお話がありました税部局との連携というところにやはり課題がまだまだ全国的にもある中で、非課税世帯等に関しては税部局との連携はこれを欠かすことは絶対にできないので、こういったところも踏まえて償還免除に関してラインの検討をぜひとも入れていただきたいと思えます。

あわせて、私からの思いなのですが、この非課税情報を基にプッシュ式で償還免除の申請書を送れるような仕組みまで考えていただきたいと思いますし、償還免除、償還に関してのプロジェクトチームをつくるとか、そこまで踏み込んできちんと検討できるような場をつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

償還免除基準の問題は、極めて重要であるがゆえに、どこまでこの検討会の報告書で具体的に論じられるかは難しいところもあるかもしれませんが、これはベストを尽くさなければいけないと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 生活保護と自立の関係のところでは重なり合うというふうなことはいろいろあったのですが、私はそもそもの自立の考え方がそれぞれの法律が同じ方向を向いているのかという根本的なところをしっかりと見据える必要があるのではないかと思います。

きっとここが共通の認識になっていけば、スティグマとか、それから生活保護になるぐらいならば死んだほうがましだというような社会的な風潮などはかなり払拭されていくのではないかと思います。制度のはざまはつくらないけれども、支援のはざまがどんどんできる。それぞれがやることを少なくしていくということで、制度をつくれればつくるほどはざまが増えていくというのが現状だと思うんですけども、やはりベクトルがそろっていかねば重なり合いようがないというところもありますので、次の論点の中ではそこをしっかりと、またもう一度原点に戻って話し合っていくことが重要かと思っています。

それからもう一点、学習支援が伸びないことの一つはやはり家族の課題が大きくて、送り出しができない人たちが相当多くて、我々も学習支援でしんどい家庭の子たちと一緒にやる場合は、予定していてもどんどん欠席で、当日になってキャンセル、そして迎えに行っても出て来ない、起きてくれない。こんなことがいっぱいあるわけです。

そういう意味では、開いて場所をつくれれば済むということではなくて、そこにしっかりと生活支援やアウトリーチ、それから参加支援のようなものをきちんと入れていかないと、これはなかなか本当に厳しい人たちには届かないなと思いますので、ここの議論というものも今後必要かなと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりですね。生活保護で言うならば、自立というのは何かというと、小山進次郎さんの時代の自立概念と、今この困窮者自立支援制度が築いてきた自立は違うわけですね。そこで一緒に走るといって、一緒に走らなければいけないんですけどもそこをどうするか。本当にこれも知恵を絞らなければいけないジレンマだと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

本当に皆さんに御協力いただいて奇跡的に時間内に収まっているので、あとはもう遠慮なさらずお話しいただければと思います。

では、西岡構成員お願いします。

○西岡構成員 先ほど生活保護との関連で少し言葉足らずだったんですけども、生活保

護で自立支援プログラムがあり、生活困窮で中間的就労が出てきて準備過程とか、あるいは定着も含めてそういうプロセスとしての就労支援を丁寧にしましょうよという形になりましたけれども、やはり自立支援プログラムの限界は何かというと、その次なんですね。それは、ステップなんです。次の選択肢をどれだけ見通しが持てるように用意できるかどうかやはり鍵だったと思うんです。

生活保護部門は、そこを全部抜かしていますよね。安易に就労準備とか中間就労だけを生活困窮に頼るとするのは、私は許されないというか、もっと投資しろ、身を切った形でしろと言いたいです。そうでないと、より時間がかかるということは、よりプロセスに丁寧に付き合っていく就労支援が生活保護の場合、必要だというならば、その出口と言われていきますけれども、それぞれが働いて能力を出していく部分にもっと投資できるような形、自らがするのではなくてちゃんとできるところに投資すべきである。生活困窮の部隊がするんだったら、生活困窮に生活保護から投資しろと言いたいなと思っています。そういう趣旨でした。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。リアクションの「手を挙げる」ボタンでもいいですし、画面上で物理的に手を振っていただいても構いません。

行岡構成員、お願いします。

○行岡構成員 最後のほうでなかなかちゃんと言えなかった部分があるので、画面共有させていただいて少し述べたいと思います。

私は、57ページの3つ目の○のところでバーンアウトの問題が出てきているんですけども、支援員のバーンアウトの要因というのは専門性の確保とかスーパーバイズ不足という問題よりも、今いろいろなところでそうなんです、相談支援が2つ以上の兼任、もしくは兼業になっている自治体が多くてそれだけでも大変な中で、実績を求められる。特に家計などの場合は、家計表をつくったり計画を立てたりというところで、滞納改善にどう結果が出たのかというふうに求められる。そういうところにあるんじゃないかと思っております。そういう問題ですね。体制がないのということなんです。

それと、コロナの中で、社会状況とか経済基盤が整わない中で面談件数が膨張して、本当に大変で、かつ相談に来られている方も多様な困難を抱えているというような人たちの課題解決というのはやはり時間がかかるし、寄り添っていくということから始めないとどうにもならないことはあるんですよ。

そういう状態なのに、専門的な知識やスキルがあれば何とかなるというふうに思い込んでいる、思い込まされているところもあるのではないかな。もちろんそういうスキルは身につけないといけないし、それぞれで努力しないといけないと思うのですが、支援員自身が解決にとらわれてバーンアウトにつながっているのではないかと思っています。

そういう意味で、専門的な知識とかスキルが必要な場面というのはいろいろなところで

あり、そのためにいろいろ研修していくことは大事なのですが、相談支援員が自分の知識とかスキルがなくて自分が能力がないから解決できないと思ってこうなっている。

それと、私どものところはスーパーバイザーを置いているんですけども、支援の在り方についていろいろと言われてそのことを気に病んでしまうということも起こります。そういう経験を私たちはしているものですから、あまり専門的な支援スキルのところに追い込んでいくようにならないようにしていただきたいということの気持ちを込めました。

以上でございます。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。それでは、画面共有を解いていただけますか。

もしよろしければ、そろそろさすがに時間になっております。10時からこれだけ密度の濃い議論を2時間半にわたって続けてまいりましたので、皆さんもかなりお疲れの段階だと思います。どうも大変ありがとうございました。

○本多専門官 事務局ですが、渡辺構成員から挙手があります。

○宮本座長 失礼いたしました。よろしくお願ひします。

○渡辺構成員 短くなんですけれども、交通費問題というのがありましたが、これは非常に重要だと思っております、私たちの学習支援でもそうなんですけれども、本当に必要な方ほどたくさん来たほうがいいのですが、お金がないから来られないということで、ここに本当にジレンマの問題が起こっております、これは学習支援だけではなくて就労支援だとか、いろいろな局面で出てくる問題だろうと思っております。

生活困窮者の方というのは本当にお金がない中で、例えばうちの学習支援であれば参考書とか模擬試験代を出すか、出さないかというふうなところがすごく大きな違いであるように、やはり現物支給であったり、必要なお金を少し出すということは非常に重要な問題だと思いますので、ぜひそれも進めていただければと思っております。

以上です。

○宮本座長 大事な御指摘、ありがとうございました。

すみませんでした。手のひらのマークがキッズドアのマークのように見えていたので見落としてしまいました。

○渡辺構成員 見づらくてすみませんでした。ありがとうございます。

○宮本座長 それでは、次回の開催予定等について事務局から連絡をお願いできますでしょうか。

○唐木室長 第4回の論点整理検討会につきましては、4月19日火曜日にオンラインで開催する予定でございます。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、また4月19日まで、その間もいろいろ議論の積み重ねがあると思っておりますけれども、依然として国際的にも国内的にも大変緊張の度合いの高い事態が続いております。皆様、どうか健康に留意されて御活躍ください。

今日は、誠にありがとうございました。今日の検討会はここまでとさせていただきます。